

徳島県告示第六百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和四年十二月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
272	上名西宇	三好市山城町上名字クワザコ 二二九番三地先から 同 二二四番三地先まで	九〇・五	令和四年十二月六日